

自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

自動車の取得に対して課税される税金で、この税金の約 40.85% は、市町村に交付されます。軽自動車の取得に課される軽自動車税環境性能割（三輪以上の軽自動車）は、市町村税ですが、当分の間、県が賦課・徴収します。



納める人

自動車または軽自動車を取得した人です。ただし、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは買主です。



納める額

自動車の取得価額に税率を乗じて算出します。取得価額には、エアコン、ラジオ等のように自動車と一体となっているものの価格も含まれます。

区分	税率	区分	税率
自家用自動車	非課税・1%・2%・3%	自家用軽自動車	非課税・1%・2%
営業用自動車	非課税・0.5%・1%・2%	営業用軽自動車	非課税・0.5%・1%・2%

1 乗用車

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用		営業用	
			自動車	軽自動車	自動車	軽自動車
電気自動車			非課税	非課税	非課税	非課税
燃料電池自動車						
プラグインハイブリッド車						
天然ガス自動車（H30 排出ガス基準適合（3.5 トン以下の自動車）又は H21 年排出ガス基準 10%低減）						
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車 LPG 車（軽自動車を除く）	★★★★ H 30 排出ガス基準 50%低減又は H 17 排出ガス基準 75%低減	R12 年度燃費基準 95%達成 かつ R 2 年度燃費基準達成		非課税	非課税	
		R12 年度燃費基準 90%達成 かつ R 2 年度燃費基準達成	1 %			
		R12 年度燃費基準 85%達成 かつ R 2 年度燃費基準達成	1 %			0.5%
		R12 年度燃費基準 80%達成 かつ R 2 年度燃費基準達成	2 %			0.5%
		R12 年度燃費基準 75%達成 かつ R 2 年度燃費基準達成	2 %	1 %	1 %	0.5%
		R12 年度燃費基準 70%達成 かつ R 2 年度燃費基準達成	3 %	2 %	1 %	1 %
上記以外			3 %	2 %	2 %	2 %

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H 30 排出ガス基準適合又は H 21 排出ガス基準適合	R12 年度燃費基準95％達成 かつR 2 年度燃費基準達成	非課税	非課税
		R12 年度燃費基準90％達成 かつR 2 年度燃費基準達成	1%	
		R12 年度燃費基準85％達成 かつR 2 年度燃費基準達成	2%	0.5%
		R12 年度燃費基準80％達成 かつR 2 年度燃費基準達成		1%
		R12 年度燃費基準75％達成 かつR 2 年度燃費基準達成		
		R12年度燃費基準70％達成 かつR 2 年度燃費基準達成	3%	2%
上記以外				

2 車両総重量 2.5 トン以下のトラック

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用		営業用
			自動車	軽自動車	
電気自動車			非課税	非課税	非課税
燃料電池自動車					
プラグインハイブリッド車					
天然ガス自動車（H 30 排出ガス基準適合（3.5 トン以下の自動車）又はH 21 年排出ガス基準 10%低減）				非課税	
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★ H 30 排出ガス基準 50%低減 又はH 17 排出ガス基準 75%低減	R4 年度燃費基準 105%達成			
		R4 年度燃費基準達成	1%	1%	0.5%
		R4 年度燃費基準 95%達成	2%	2%	1%
			上記以外		3%

3 車両総重量 3.5 トン以下のバス

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気自動車			非課税	非課税
燃料電池自動車				
プラグインハイブリッド車				
天然ガス自動車（H30 排出ガス基準適合（3.5 トン以下の自動車）又は H21 年排出ガス基準 10% 低減）				
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★ H30 排出ガス基準 50% 低減 又は H17 排出ガス基準 75% 低減	R2 年度燃費基準 105% 達成		
		R2 年度燃費基準達成	1%	0.5%
	★★★ H30 排出ガス基準 25% 低減 又は H17 排出ガス基準 50% 低減	R2 年度燃費基準 110% 達成	非課税	非課税
		R2 年度燃費基準 105% 達成	1%	0.5%
		R2 年度燃費基準達成	2%	1%
		ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H30 排出ガス基準適合 又は H21 排出ガス基準 10% 低減	R2 年度燃費基準 105% 達成
R2 年度燃費基準達成	1%			0.5%
H21 排出ガス基準適合	R2 年度燃費基準 110% 達成		非課税	非課税
	R2 年度燃費基準 105% 達成		1%	0.5%
	R2 年度燃費基準達成		2%	1%
上記以外			3%	2%

4 車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のトラック

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気自動車			非課税	非課税
燃料電池自動車				
プラグインハイブリッド車				
天然ガス自動車（H30 排出ガス基準適合（3.5 トン以下の自動車）又は H21 年排出ガス基準 10%低減）				
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★ H30 排出ガス基準 50%低減 又は H17 排出ガス基準 75%低減	R4 年度燃費基準達成		
		R4 年度燃費基準 95%達成	1%	0.5%
	★★★ H30 排出ガス基準 25%低減 又は H17 排出ガス基準 50%低減	R4 年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
		R4 年度燃費基準達成	1%	0.5%
		R4 年度燃費基準 95%達成	2%	1%
		ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H30 排出ガス基準適合 又は H21 排出ガス基準 10%低減	R4 年度燃費基準達成
R4 年度燃費基準 95%達成	1%			0.5%
H21 排出ガス基準適合	R4 年度燃費基準 105%達成		非課税	非課税
	R4 年度燃費基準達成		1%	0.5%
	R4 年度燃費基準 95%達成		2%	1%
	上記以外		3%	2%

5 車両総重量 3.5 トン超のバス

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気自動車			非課税	非課税
燃料電池自動車				
プラグインハイブリッド車				
天然ガス自動車（H21 年排出ガス基準 10%低減）				
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H28 排出ガス基準適合 又は H21 排出ガス基準 10%低減	R7年度燃費基準105%達成		
		R7年度燃費基準達成	1%	0.5%
		R7年度燃費基準95%達成	2%	1%
		H27年度燃費基準＋15%達成	非課税	非課税
		H27年度燃費基準＋10%達成	1%	0.5%
		H27年度燃費基準＋5%達成	2%	1%
上記以外			3%	2%

6 車両総重量 3.5 トン超のトラック

区分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用
電気自動車			非課税	非課税
燃料電池自動車				
プラグインハイブリッド車				
天然ガス自動車（H21 年排出ガス基準 10%低減）				
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H28 排出ガス基準適合 又は H21 排出ガス基準 10%低減	R7年度燃費基準105%達成		
		R7年度燃費基準達成	1%	0.5%
		R7年度燃費基準95%達成	2%	1%
		H27年度燃費基準＋15%達成	非課税	非課税
		H27年度燃費基準＋10%達成	1%	0.5%
		H27年度燃費基準＋5%達成	2%	1%
上記以外			3%	2%

7 その他上記に該当しないもの

登録車 自家用：3% 営業用：2% 軽自動車：2%



免税点

取得したときの価額が 50 万以下のときは、この税金は課税されません。



減 免

身体障害者等の生業等のために専ら使用される自動車の取得については、一定の要件に該当すれば課税標準額 250 万円を上限として、この税金が減免されます。

申告と納税

自動車を取得した人が、運輸支局に新規登録等の申請を行う際、仙台中央県税事務所扇町出張所に申告し、納税します。

自動車税種別割

自動車の所有者に課税される財産税の一種ですが、道路を利用することに対して、その整備費などを負担してもらうという性格も有する税金です。

納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者です。ただし、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは買主です。

納める額

主なものは次のとおりです。

区 分		自家用		営業用
		令和元年9月30日以前の 初回新規登録	令和元年10月1日以降の 初回新規登録	
乗用車	排気量が 1,000cc 以下	29,500 円	25,000 円	7,500 円
	" 1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500 円	30,500 円	8,500 円
	" 1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500 円	36,000 円	9,500 円
	" 2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000 円	43,500 円	13,800 円
	" 2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000 円	50,000 円	15,700 円
	" 3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000 円	57,000 円	17,900 円
	" 3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500 円	65,500 円	20,500 円
	" 4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500 円	75,500 円	23,600 円
	" 4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000 円	87,000 円	27,200 円
貨客兼用 自動車 (1トン以下)	総排気量が 1,000cc 以下	13,200 円		10,200 円
	" 1,000cc 超 1,500cc 以下	14,300 円		11,200 円
	" 1,500cc 超	16,000 円		12,800 円
トラック	最大積載量が 1t 以下	8,000 円		6,500 円
	" 1t 超 2t 以下	11,500 円		9,000 円
	" 2t 超 3t 以下	16,000 円		12,000 円
	" 3t 超 4t 以下	20,500 円		15,000 円
	" 4t 超 5t 以下	25,500 円		18,500 円

※令和元年 10 月 1 日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車から税率が引き下げられています。

申告と納税

県税事務所から送付される納税通知書により、毎年 4 月 1 日（午前 0 時）現在の所有者が 5 月末日までに納めます。

ただし、4 月 1 日以降に新規登録をした場合は、新規登録の翌月から月割計算した額を納めます。また、4 月 1 日以降に抹消の登録をした場合は、その月まで月割計算した額に減額され、多く納めた額がある場合は還付されます。

なお、抹消登録以外の移転登録や県外への転出登録では、月割還付はありません。移転登録の場合は、譲り渡した人にその年度分全額を納める義務がありますので、新所有者への課税は翌年度からとなります。また、転出登録の場合も転出先の都道府県からの課税は翌年度からとなります。

自動車税種別割の納税には、便利な口座振替制度をご利用ください。詳しくは、42 ページをご覧ください。

自動車税種別割はわかりグリーン化税制

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進をはかるため、平成14年度以降、排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車については自動車税種別割の税率を軽減（軽課）し、逆に、初回新規登録から一定年数を経過した自動車については税率を重く（重課）する特例措置が行われています。

対象となる自動車の納税通知書の税額は、軽課又は重課後の額となります。

税率が軽減される自動車（軽課）

令和6年度に初回新規登録され、次の基準を満たす自動車については、令和7年度の1年間に限り税率が軽減（軽課）されます。

なお、初回新規登録された年度は、通常の税額を月割で課税します。

1 電気自動車等

対象自動車の基準	税率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準※からNOx10%低減）※車両総重量3.5t超12t以下のものについては、平成22年排出ガス基準	おおむね75%軽減

2 営業用乗用車のみ（要件をすべて満たすもの）

	対象自動車の基準		税率
	要件①	要件②	
ガソリン車 LPG車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	おおむね75%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	おおむね50%軽減
ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	おおむね75%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	おおむね50%軽減

税率が重くなる自動車（重課）

初回新規登録から11年を経過するディーゼル車及び13年を経過するガソリン車・LPG車は、翌年度から税率が重く（重課）なります。

【令和7年度自動車税種別割】

対象自動車の基準		税率	
		バス・トラック	その他
ディーゼル車	年度当初時点で初回新規登録から11年を経過（初回新規登録日が平成26年3月31日以前）	おおむね10%重課	おおむね15%重課
ガソリン車 LPG車	年度当初時点で初回新規登録から13年を経過（初回新規登録日が平成24年3月31日以前）		

（注1）電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗合バス及び被けん引車は除きます。

（注2）永久抹消登録するまで重課税率が適用されます。

減 免

身体障害者等が所有・使用する自動車及び社会福祉法人等が所有する自動車については、一定の要件に該当する場合、申請により税金が減免されます。なお、NPO法人に対する優遇措置については、30ページをご覧ください。

➡ 社会福祉法人等やNPO法人に関する自動車税等減免（免除）申請書は、宮城県税務課のホームページ「自動車税種別割」減免の手続きからダウンロードすることができます。



自動車税種別割・トラブル防止 5 か条

1 自動車を譲り受けた

自動車の所有者が変わったときは、必ず移転登録をしましょう。

- ・移転登録を怠ると、いつまでも旧所有者（譲渡者）に自動車税種別割が課税されますので、必ず移転登録をしましょう。

2 手放した自動車の納税通知書が届いた

自動車を譲り渡したり、下取りに出したときは、必ず移転登録をしましょう。

- ・自動車税種別割は、毎年4月1日（午前0時）現在登録されている所有者に課税されます。移転登録が4月以降にされた場合は、旧所有者に課税されます。

3 転居した

転居された方は、自動車（車検証）の変更登録をしましょう。

- ・住民票を移しても車検証の住所は変わりません。自動車（車検証）の変更登録をしましょう。
- ・車検証の住所変更が完了する前に、納税通知書の住所を変更したい場合は、県税事務所に連絡をしてください。
- 住所変更届については43ページをご覧ください。

4 自動車が壊れて動かなくなった

壊れて動かなくなった自動車は、抹消登録をしましょう。

- ・抹消登録を怠るといつまでも自動車税種別割が課税されます。
- ・抹消登録の翌月から自動車税種別割は月割り計算（還付）されます。

5 納税証明書を紛失した

- ・平成27年4月から運輸支局において、自動車税種別割の納付の有無を電子的に確認できるようになりました。未納のないことが確認できる場合は、継続検査時に納税証明書の提示を省略できます。
- ・ただし、納税通知書の右端についている納税証明書は、自動車税種別割を納付後、すぐに継続検査（車検）を受ける時に必要になる場合があります。
- ・納税証明書が必要な場合は、最寄りの県税事務所で発行します。

自動車の登録に関することは、東北運輸局宮城運輸支局まで。

仙台市宮城野区扇町3丁目3番15号 TEL 050 (5540) 2011

NPO 法人に対する課税免除について

介護保険サービスや福祉サービスを提供するNPO法人が、その活動の用に供する自動車を購入した場合は、自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割及び自動車税種別割が申請により免除されます。

また、NPO法人が、その活動の用に供する自動車の寄附を受けた場合、自動車税種別割が申請により免除されます。

鉱 区 税

地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利を与えられていることに対する負担として、課税されるものです。



納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者です。



納める額

鉱 区 の 種 類		納 め る 額
砂 鉱 を 目 的 と し な い 鉱 区	試 掘 鉱 区	面積 100 アールごとに 年 200 円
	採 掘 鉱 区	面積 100 アールごとに 年 400 円
砂 鉱 を 目 的 と す る 鉱 区	河 床	延長 1,000 メートルごとに 年 600 円
	そ の 他	面積 100 アールごとに 年 200 円



申告と納税

- ・ 鉱業権の取得、消滅または変更の日から5日以内です。
- ・ 納税通知書による納期限（通常5月末日）までに、納税します。

狩 猟 税

狩猟税は、猟銃・わな・空気銃等により狩猟をするために県から狩猟者の登録を受ける人に課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てられる目的税です。



納める人

狩猟者の登録（変更登録を含む）を受ける人です。



納める額

免許区分	狩猟税の税率	
第一種銃猟 (散弾銃・ライフル銃)	県民税の所得割額の納付を要する者	16,500 円
	県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000 円
網 猟	県民税の所得割額の納付を要する者	8,200 円
	県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500 円
わな 猟	県民税の所得割額の納付を要する者	8,200 円
	県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500 円
第二種銃猟（空気銃・ガス銃）		5,500 円

- ※対象鳥獣捕獲員や認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者登録については、課税されません。
- ※狩猟者登録申請書提出の日前 1 年以内に鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けて許可捕獲等を行った方またはその従事者として許可捕獲等を行った方に係る狩猟者登録については、上記税率が 2 分の 1 に軽減されます。



申告と納税

狩猟者の登録を受けるときに、狩猟者登録申請書に税額に相当する県の証紙を貼って納税します。狩猟者登録の申請窓口(県庁・地方振興事務所)に設置されたセルフレジで、現金またはキャッシュレス決済による納付をされた場合は、レシート（提出用）を貼って納税します。

産業廃棄物税

宮城県では、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として産業廃棄物税を設けています。



納める人

産業廃棄物の排出事業者です（中間処理業者を含みます）。



納める額

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき 1,000 円です。



申告と納税

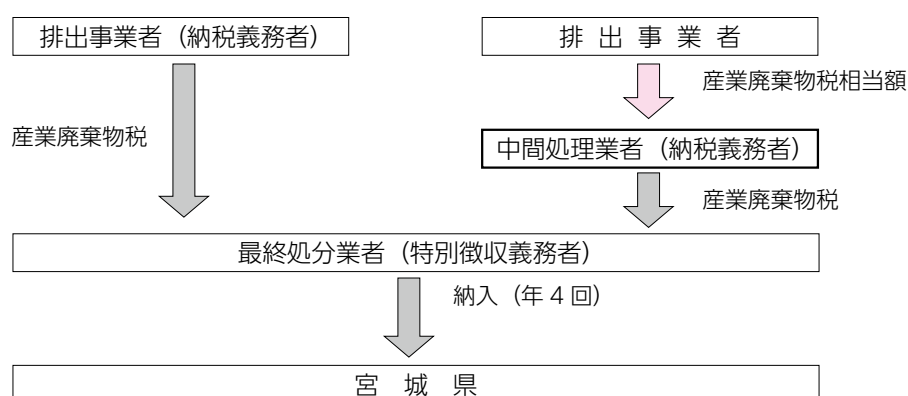
最終処分業者が特別徴収し、3 か月ごとに県に申告納入します（ただし、自社処分の場合は排出事業者が申告納付します）。



税収の使途

- ・ 産業廃棄物の発生抑制、リサイクル促進に対する支援
- ・ 環境・リサイクル産業の育成、振興
- ・ 不法投棄防止等不適正処理対策の強化 などに要する費用に充てます。

イメージ図



核燃料税

原子力発電所の設置により防災対策、環境安全対策など各種の財政需要が生じることから、宮城県では法定外普通税として核燃料税を設けています。



納める人

発電用原子炉の設置者



納める額

- ① 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の8.5%
- ② 出力割：一の課税期間（3か月）ごとに発電用原子炉（運転中のもの）の熱出力千キロワットにつき22,300円、発電用原子炉（廃止措置中のもの）の熱出力千キロワットにつき11,150円



申告と納税

- ① 価額割：核燃料を挿入した日から2か月を経過する日の属する月の末日までに申告納付します。
- ② 出力割：各課税期間の末日の翌日から起算して2か月を経過する日までに申告納付します。

宿 泊 税

宮城県では、観光資源の魅力の増進、旅行者の受入に必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を設けることとしました。令和8年1月13日以後の宿泊から宿泊税の課税の対象となります。



納める人

県内の宿泊施設に宿泊した人が、宿泊事業者を通じて納めます。



納める額

宿泊料金が1人1泊あたり6,000円以上（素泊まり・税抜き）の場合に、1人1泊あたり300円です。

※仙台市内は、仙台市分200円、県分100円の計300円です。



課税免除

次のいずれかに該当する宿泊については、課税されません。

- ・国内の学校等における教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動に伴う宿泊
- ・国内の保育所及び認定こども園等における活動に伴う宿泊
- ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

課税免除の扱いを受けるためには、学校長等が作成した証明書を宿泊施設へ提出する必要があります。



申告と納税

宿泊事業者が特別徴収し、毎月分を翌月の末日までに申告し、納税します。



税収の使途

宿泊観光する方々が楽しく快適に過ごせる環境づくりをはじめ、県の観光振興の推進や観光産業の持続的な発展につなげるための施策に活用します。



延滞金

税金を納期限までに納めないときに、納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じて計算されます。

○令和3年1月1日以降

期 間	割 合		
	①納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 【延滞金特例基準割合 (注) + 1% (※1)】	②納期限の翌日から1か月を経過した日以降の期間 【延滞金特例基準割合 (注) + 7.3% (※2)】	③申告期限の延長が された場合 (※3)
令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで	2.5%	8.8%	1.0%
令和4年1月1日から 令和7年12月31日まで	2.4%	8.7%	0.9%

(注)「延滞金特例基準割合」とは、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加えた割合をいいます。

※1「延滞金特例基準割合 + 1%」が7.3%を超える場合は、7.3%になります。

※2「延滞金特例基準割合 + 7.3%」が14.6%を超える場合は、14.6%になります。

※3 法人県民税・法人事業税の確定申告の期限の延長を受けた期間内の延滞金の年率は、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年0.5%を加算した割合になります。



加 算 金

加算金は、県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・軽油引取税・核燃料税・産業廃棄物税・宿泊税について、事実より少なく申告したり、申告をしなかったり、また、二重帳簿を作って税を免れようとした場合などに徴収されるもので、次の3種類があります。

過少申告 加算金	期限内に申告した後で修正申告したとき、又は増額更正されたとき	増加（不足） 税額× 10%	・増加（不足）した税額のうち、期限内に申告した税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分については× 15%
不申告加算金	①期限後に申告したとき、又は期限内に申告しなかったため決定されたとき	申告（決定） 税額× 15%	・税額が 50 万円を超える部分については× 20%、300 万円を超える部分については× 30%（300 万円を超える部分については令和 6 年 1 月 1 日以後に申告期限が到来するものから適用） ・10%の加重措置あり（※ 1、※ 2）
	②①の後で修正申告したとき、又は増額更正されたとき	増加（不足） 税額× 15%	
	③県の更正・決定を予知しないで、自発的に申告したとき、又は法人税について更正・決定を受けてから 1 月以内に修正申告したとき	申告税額× 5%	
重加算金	① 隠蔽・仮装した事実に基づき期限内に申告した後で修正申告したとき、又は増額更正されたとき（※3）	増加（不足） 税額× 35%	・ 10 %の加重措置あり（※ 1）
	② 隠蔽・仮装した事実に基づき期限後に申告したとき、又は申告せず決定されたとき（※3）	申告（決定） 税額× 40%	・ 10%の加重措置あり（※ 1、※ 2）
	③②の後で修正申告したとき、又は増額更正されたとき（※3）	増加（不足） 税額× 40%	

※ 1 期限後申告等（期限後申告、決定、隠蔽・仮装した事実に基づく申告、修正申告及び増額更正）があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について不申告加算金または重加算金を課されたことがあるときは、その加算金の割合に 10%の加重措置がなされる場合があります（平成 29 年 1 月 1 日以後に申告期限が到来するものから適用。）。

※ 2 期限後申告等に係る税目について、前年度及び前々年度に不申告加算金またはこれに代えて課される重加算金に係る決定をすべきと認めるときは、その期限後申告等に基づき課される不申告加算金または重加算金の割合に 10%の加重措置がなされる場合があります。（令和 6 年 1 月 1 日以後に申告期限が到来するものから適用。）。

※ 3 令和 7 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものを対象に、申告をした場合に加えて更正請求書を提出した場合が追加されます。

（例）5 期分の不申告行為を一度に是正する場合

	不申告加算金の割合		重加算金の割合	
	改正前	改正後	改正前	改正後
N年3月期	15%	15%	40%	40%
N+1年3月期				
N+2年3月期		25% (15%+10%)		50% (40%+10%)
N+3年3月期				
N+4年3月期				

納税の猶予・県税の減免・救済

税金は納期限までに納めなければなりません、次のような場合には、納税の猶予・減免等が認められます。

納税の猶予

《徴収猶予》

本人の財産について災害や盗難にあった場合や、本人や家族が病気にかかったり負傷した場合、事業に大きな損害を受けたり、廃業や休業をした場合など県税を一時に納税できないと認められるとき、申請により 1 年以内の期限に限りその徴収を猶予する制度があります。

《換価の猶予》

県税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある場合で、納税について誠実な意思を有すると認められるとき、滞納処分による財産の換価（売却）を猶予する制度があります。

県税の減免

天災その他により著しく資力を喪失して納付困難な場合、申請により次の減免を受けることができます。

県税の種類	主な減免理由
個人の県民税	各市町村の取扱いに準じて減免されます。
個人の事業税	①納税者が災害により事業用資産について当該事業用資産の価額の 2 分の 1 以上の金額に相当する損害を受け、かつ、前年中の事業の所得が 1,000 万円以下であるとき。 ②納税者が災害により住宅又は家財について当該住宅等の価額の 2 分の 1 以上の金額に相当する損害を受け、かつ、前年中の合計所得金額が 500 万円以下であるとき。
不動産取得税	①災害により滅失又は損壊した家屋に代わるものとして、新たな家屋を 2 年以内に取得したとき。 ②取得した家屋を、当該取得した日から 1 年以内に災害により滅失又は損壊したとき。
自動車税	納税者が災害により所有する自動車に損傷を受けたこと、交通が途絶されたことなどの理由により当該自動車の運行ができなくなった期間が 15 日を超え、かつ、（平成 23 年 6 月 27 日以前に発生した災害により、所有する自動車に損傷を受けたために当該自動車の運行ができなくなった場合は 10 日を超え）

県税の救済

《更正の請求》

申告書を提出後、税額が過大であったこと等を発見したときは、原則として法定納期限から 5 年以内に限り減額の更正の請求ができます。

※更正の請求ができる県税

法人県民税・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・軽油引取税・核燃料税・産業廃棄物税・宿泊税

《不服申立て》

県税の課税・徴収の処分について不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。

納 税 貯 蓄 組 合

納税貯蓄組合は、定められた納期までに確実に納めることができるように、ふだんから計画的納税のための貯蓄をしようという人々が自主的に集まって組織した団体です。



組合員になるには

加入を希望する組合の組合長に、加入届を提出してください。



組合の利点

- ・ 納税準備預金の利子には、原則として所得税、県民税利子割がかかりません。
- ・ 組合の業務に関する書類などには、印紙税がかかりません。

